

9. 現場での労働時間、休日の決定方法

現場での労働時間や休日の決定方法は、「会社独自に決定している」が75.4%、「地方システム協議会などの団体申合わせ等に基づいて現場の労働時間、休日を決定している」のは、14.2%であった（図-36、37、38、39）。

複数の建設業者が一つの建設現場で施工することが多い建設産業では、今後、より団体申合わせ等による労働時間、休日の決定方法が普及することが望まれる。

図-36 事業分野別でみた現場での労働時間、休日の決定方法

